

令和2年6月2日

令和2年度主任介護支援専門員更新研修

受講予定者 各位

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課長

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る主任介護支援専門員修了証書及び  
介護支援専門員証の有効期間に係る臨時的な取扱い」の一部訂正について

平素より、本県の福祉行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和2年5月26日付け長福第69号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る主任  
介護支援専門員修了証書及び介護支援専門員証の有効期間に係る臨時的な取扱いについて」の内容を  
下記のとおり訂正しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

## 記

(訂正前)

## 1. 対象となる者

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに、以下の①または②に該当する者

|   |  |
|---|--|
| ① | <u>奈良県が発行した主任介護支援専門員修了証書の有効期間が満了する者</u>  |
| ② | <u>奈良県が発行した主任介護支援専門員修了証書の有効期間が満了する者</u> 及び<br><u>奈良県が発行した介護支援専門員証の有効期間が満了する者</u> |

※あくまでも奈良県が発行した方への臨時的な取扱いとなるため、他都道府県で介護  
支援専門員証または主任介護支援専門員修了証書の発行を受けておられる方は、発行元の都道  
府県に確認をお願いいたします。

(訂正後)

## 1. 対象となる者

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに、以下の①または②に該当する者

|   |  |
|---|--|
| ① | <u>奈良県登録の介護支援専門員で、主任介護支援専門員修了証書の有効期間が満了する者</u>                                 |
| ② | <u>奈良県登録の介護支援専門員で、主任介護支援専門員修了証書の有効期間が満了する者</u><br>及び <u>介護支援専門員の有効期間が満了する者</u> |

※あくまでも奈良県登録の介護支援専門員への臨時的な取扱いとなるため、他都道府県で介護支  
援専門員証の発行を受けておられる方は、発行元の都道府県に確認をお願いいたします。